

# 公共交通機関のバリアフリー整備ガイドラインの改訂について

## 見直しの背景・考え方

### ○ 役務の提供の方法について

- 令和2年5月のバリアフリー法改正に基づき、交通バリアフリー基準において、同基準に基づいて整備されたバリアフリー設備を用いた役務の提供を義務付け。(令和3年4月施行)  
(例:乗降用スロープの設置、照明設備による照度の確保 等)

### ○ 優先席について

- 令和2年5月のバリアフリー法改正に基づき、交通バリアフリー基準において、優先席の定義及び優先席の表示を義務付け。(令和3年4月施行)
- 旅客施設においては、優先席に関する内容の記載なし。
- 鉄軌道車両及び乗合バス車両において、主に「標準的な整備内容」として記載。

### ○ 高齢者障害者等用トイレについて

- ガイドラインにおいては、バリアフリー設備の機能分散を記載。
- 令和2年度において、多機能トイレの利用集中を解消するため、「共生社会におけるトイレの環境整備に関する調査研究 検討会」を設置し、今年度末にとりまとめを公表。

### ○ 鉄道駅におけるプラットフォームと車両の間の段差・隙間の縮小について

- 令和元年10月に、鉄道駅におけるプラットフォームと車両の間の段差・隙間の縮小に関する内容を改訂。
- その後、国土交通省では、単独乗降しやすい駅をわかりやすく示した、東京都心部バリアフリー鉄道MAPを公開、また、事業者では、単独乗降しやすいドア位置を視覚的に分かるよう表示。

## 具体的な内容

- 交通バリアフリー基準を踏まえ、公共交通機関における役務の提供に関する基本的な考え方を追加し、ガイドラインを新たに策定。  
追加例
  - ・照明設備が設けられた場合には、当該照明設備を使用して、適切な照度を確保する。
  - ・継続して音声により情報提供できるように、音声案内装置を維持管理する。等

- 旅客施設の休憩設備において、優先席に関する内容を追記。(内容は、鉄軌道車両及び乗合バス車両の内容に準拠)
- 鉄軌道車両及び乗合バス車両においては、優先席の表示を「移動等円滑化基準に基づく整備内容」として追記。



- とりまとめの内容をトイレ設置の「考え方」に反映。  
反映例
  - ・機能分散の具体的な考え方として、車椅子利用者用便房に集中される機能のうち、「乳幼児連れ用設備」、「オストメイト用設備」の機能分散等を追記
  - ・「多機能トイレ」について、ガイドライン上の表記を「高齢者障害者等用便房(バリアフリートイレ)」に統一



- 東京都心部バリアフリー鉄道MAPを追加。
- 単独乗降しやすいドア位置の表示事例の写真を追加。

